

1. 公益通報者保護法の目的

食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全・安心を損なう企業不祥事が、事業者内部からの通報を契機として相次いで明らかに。

そこで、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産の保護に係る法令の遵守を図るため制定。

平成16年6月公布、平成18年4月施行

2. 公益通報の対象

労働者（公務員を含む）が、不正の目的でなく、労務提供先について、通報対象事実（ ）が、生じ又はまさに生じようとする旨を、所定の通報先に、所定の保護要件を満たして通報をした場合に、「公益通報者」として保護

（ ）刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める対象法律（28年4月1日現在457法律）に規定する刑罰規定違反

3. 公益通報者の保護

所定の要件に該当する公益通報を行った通報者を、解雇その他の不利益取扱いから保護。

- ・解雇の無効
- ・不利益取扱いの禁止
- ・労働者派遣契約の解除の無効

(3) その他外部への通報の保護要件

- ア 不正の目的の通報でないこと
- イ 通報内容に真実相当性があること
- ウ 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ・内部通報では不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ・内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合
 - ・生命・身体への危害が発生する場合 等

報道機関、消費者団体等
(被害の発生・防止等のために必要と認められる者)

公益通報
(報道機関等への通報)

事業者

内部窓口
(例: 社内のコンプライアンス窓口、社内のヘルプライン)

外部窓口
(例: 事業者が予め定めた民間専門機関、法律事務所)

公益通報
(事業者内部への通報)
内部通報制度

(1) 内部通報の保護要件
ア 不正の目的の通報でないこと

(2) 行政機関への通報の保護要件
ア 不正の目的の通報でないこと
イ 通報内容に真実相当性があること

公益通報者
(労働者)

公益通報
(行政機関への通報)

処分等の権限を有する行政機関

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」 第1次報告書の概要

<背景>

平成12年～14年頃に相次いだ食品偽装やリコール隠し等の企業不祥事の多くが通報を契機に発覚したことから、公益通報者保護法が制定された（16年公布・18年施行）。

しかし、近年においても、企業の内部通報制度が機能せず、不祥事発生に至った事例が見られる。

また、通報を受けた行政機関における不適切な対応も見られる。

民間事業者の取組の促進

1 事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項の具体化 - 事業者向けガイドライン改正

・内部通報制度が機能せず企業の自浄作用が発揮されなかった事案が見られる

・中小企業における内部通報制度の導入割合は、**4.0%**にとどまっている

従業員等が安心して通報・相談できる内部通報制度の整備促進（匿名性確保・外部窓口の活用、社内リエンシー制度の導入、経営幹部から独立した通報ルートなど）

中小企業では、企業グループ、サプライチェーン等を通じた取組を促進

地方消費者行政推進交付金も活用

2 事業者の自主的な取組を促進するためのインセンティブの導入

従業員が安心して通報・相談できる環境を整備し、内部通報制度をコンプライアンス経営等に積極的に活用する企業を評価する**認証制度を設けることを検討**。また、国の行政機関、地方公共団体等に対し、**調達・契約等において積極的に評価**することを促す。

3 内部通報制度の更なる導入・取組の促進

内部通報制度に係る事業者の体制の整備・運用について、制度的手当を検討。

行政機関の取組の促進

1 通報者へのフィードバックと行政機関に対するモニタリング - 行政機関向けガイドライン改正

<通報を受けた行政機関における過去の問題事例>

- ・通報の放置
- ・不適切な調査
- ・通報に係る秘密の漏洩

通報者へのフィードバック等の充実

行政機関の**通報対応状況のモニタリング**

行政機関の通報対応に対する意見・苦情等の受付体制の整備促進

について、各省庁の通報窓口のほか消費者庁に通報窓口を設置すること等、**消費者庁が果たすべき役割**を検討

2 地方公共団体の窓口整備

市区町村における、外部の労働者からの通報・相談窓口の設置は、**2.9%**にとどまっている

消費者庁及び都道府県が市区町村の通報・相談窓口の整備を支援促進

地方公共団体向けガイドラインの策定

地方消費者行政推進交付金も活用

<検討会の開催>

左記の事情等を背景として、昨年度に実施した有識者ヒアリングの結果等も踏まえて、公益通報者保護制度の実効性向上の方向性について検討会を開催。（平成27年6月～平成28年3月・合計10回）

WGを設置し引き続き要検討

通報者保護の要件・効果

各論点について、問題の所在に対応した制度的手当の必要性及び内容について、**専門的観点からより精緻な検討**が必要

1 通報者の範囲

現在は**労働者**のみ

通報を受しなかった理由として退職者からの通報であることが考慮された可能性がある事例などあり

退職者、役員、取引事業者を加えることについては、どのような法的効果を与えるべきかという観点も踏まえて検討すべき。

2 通報対象事実

現在は対象法律（国民の生命、身体、財産に関わるもの等）を**政令で列挙**

対象事実該当性が一般的に分かりやすいとは言えないとの指摘あり

通報対象事実を広げることについては、**通報者が判断しやすいメルクマールを設定**する必要性等も踏まえて検討すべき。

3 不利益取扱い禁止に違反した場合の効果

現在の解雇の無効等**民事的な効果**のみでは不十分との指摘あり

裁判には多大な時間・労力・費用がかかり負担が大きいとの指摘あり

抑止効を高める観点からは**刑事罰**・行政的措置を導入することも考えられるが、

刑事罰については、可罰性や構成要件等を詳細に検討すべき。

行政的措置については、いかなる機関が、いかなる措置をとるのか等を検討すべき。

4 その他

以下の事項についても、引き続き検討すべき。

- ・通報内容を裏付ける資料の収集・持出し行為の**免責**
- ・**外部通報の保護要件の緩和**（現在は、報道機関等の事業者外部への公益通報が保護されるためには、通報対象事実の**真実相当性**に加え、通報したことを理由に不利益取扱いを受けるおそれ、又は、**証拠隠滅**等のおそれ、等についての**真実相当性**も必要）
- ・通報と不利益取扱いとの間の**因果関係の推定**
- ・通報に係る情報に関する**守秘義務**を設けること、当該守秘義務を負う者の範囲等

運用改善により対応可能なものについては、早急に着手・実行

(→ 事業者のコンプライアンス経営・消費者志向経営の推進、通報を受けた行政機関における適切な対応の確保によって、通報者保護・法令遵守が図られることを期待)

制度的手当が必要な事項については、引き続き精緻な検討を行う